

建設キャリアアップシステム

<建設キャリアアップシステムとは?>

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。また、システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手確保を目指します。

<建設キャリアアップシステムの概要>



<建設キャリアアップシステムのメリット>

技能者の処遇改善

● 経験や技能に応じた処遇の実現

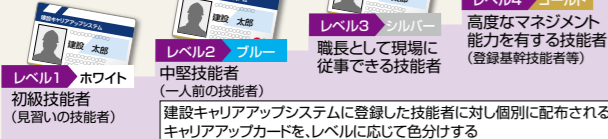
- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、能力評価基準により**技能者の能力評価を実施**(レベルに応じてキャリアアップカードを色分け)
- ・技能者の能力評価と連動した**専門工事企業の施工能力等の見える化**も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

技能者の能力評価の対象

- 経験(就業日数) ○知識・技能(保有資格)
- マネジメント能力(登録基幹技能者講習・職長経験)

これらを組み合わせて評価

評価基準に合わせてカードを色分け



● 令和7年12月31日現在の能力評価判定件数

|      |         |
|------|---------|
| レベル4 | 63,672  |
| レベル3 | 38,825  |
| レベル2 | 42,043  |
| 合計   | 144,540 |

現場管理の効率化

● 社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、**社会保険の加入状況等の確認が効率化**

| 事業所名  | 技能者名 | 就業日数 | 社会保険加入                   |
|-------|------|------|--------------------------|
| 〇〇建設  | 〇〇男  | 11   | <input type="checkbox"/> |
| 〇〇建設  | 建設太郎 | 10   | <input type="checkbox"/> |
| ××工務所 | 〇〇子  | 20   | <input type="checkbox"/> |
| ××工務所 | 〇〇太郎 | 20   | <input type="checkbox"/> |

● 書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の**作成の手間やミスを削減**

| 氏名   | 職種  | 生年月日   | 現住所    |
|------|-----|--------|--------|
| 〇〇男  | 型枠工 | 〇年〇月〇日 | 〇〇県〇〇市 |
| 建設太郎 | 型枠工 | △年△月△日 | △△県△△市 |
| 〇〇子  | 鉄筋工 | 〇年〇月〇日 | 〇〇県〇〇市 |
| 〇〇太郎 | 足場工 | 〇年〇月〇日 | 〇〇県〇〇市 |

● 建退共関係事務の効率化

- ・従来の証紙貼付方式に加え、**電子ポイント方式が導入され、工事ごとの就労実績の報告と掛金充当が確実かつ容易**
- ・電子ポイント方式は、証紙に代わる**退職金ポイント(電子掛金)**を予め事業者が購入し、被共済者の**就労日数に応じて退職金ポイント**を個々の被共済者の掛金として充当するもの
- ・CCUSの就業履歴情報を建退共電子ポイント方式に活用する方法

①WEB方式(自動連携)

CCUSの就業履歴情報をCCUSから建退共の電子申請専用サイトに自動で連携する方法

②就労ツール方式(手動連携)

CCUSから就業履歴を元請事業者(一次事業者)が一括してダウンロード、または、下請事業者がダウンロードし上位事業者を経由して元請事業者へ報告する方法

登録基幹技能者の有資格者、各種情報はホームページに掲載しています。



(一財)建設業振興基金のWEBサイトに登録基幹技能者に関する行政等の新着情報、各職種の紹介、講習実施団体、有資格者を検索できるデータベースを掲載しています。

詳しくは…

登録基幹技能者  検索

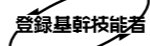
発行：登録基幹技能者制度推進協議会 事務局 一般財団法人 建設業振興基金  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル TEL:03-5473-4572  
発行日：令和8年3月



# 登録基幹技能者

建設現場を支えるエキスパート

業界で躍進する。



# 現場の要“登録基幹技能者”に期待されること

## 登録基幹技能者制度

本制度は、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしましたが、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられました。同年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となりました。

また、登録基幹技能者の配置が「総合評価」の加点対象項目となっており、元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件として、登録基幹技能者が活用されています。加えて、平成30年4月1日より、建設業法第26条の主任技術者の要件の1つとして位置づけられ、また、平成31年4月から本運用を開始した建設キャリアアップシステム（以下CCUS）では、能力評価基準の最高位であるレベル4:ゴールドカード（高度なマネジメント能力を有する技能者）として登録基幹技能者が位置づけられています。

建設工場の品質確保や安全管理などが社会的にも大きな関心が寄せられている中、登録基幹技能者への期待はますます高まっています。

- 登録基幹技能者は、熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者です。
- 工場の品質・コスト・安全等への貢献とともに、技能労働者の目標像としての活躍が期待されています。
- 登録基幹技能者の活用により、登録基幹技能者の確保・育成に努める優良な専門工事業者の受注機会の拡大、さらにはそれを通じた建設業界の担い手の確保・育成に大きく寄与することが期待されています。

### <制度概要>

根拠法令：建設業法施行規則第18条の3（建設現場において基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度）

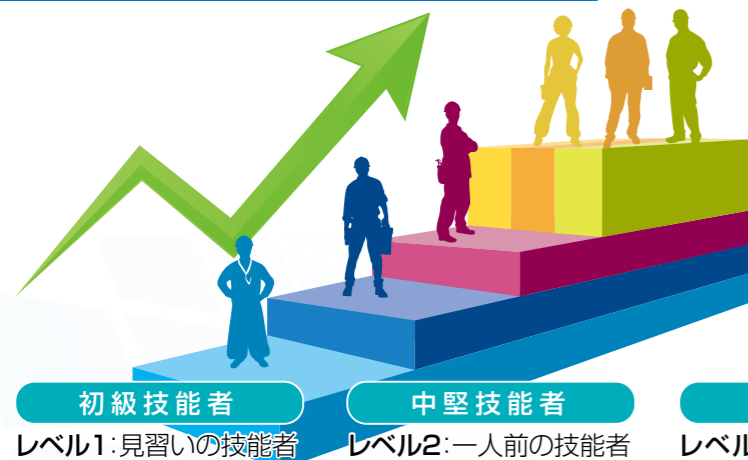
役割：建設現場での技能労働者のトップ（総括職長）として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を実施。

要件：①実務経験10年以上、②職長経験3年以上、③最上級の技能者資格（1級技能士等）の保有等

種類、人数：50職種64団体、91,412名（人数は令和7年3月末現在）

※5年毎の更新により能力担保。

## 建設技能者のキャリアパスモデル



### 【登録基幹技能者のメリット】

- ・経営事項審査での加点評価
- ・総合評価落札方式での評価
- ・建設企業の「優良技能者認定」

- ・主任技術者要件として位置づけ
- ・CCUS能力評価基準の最高位（レベル4）要件の資格

初級技能者 レベル1:見習いの技能者  
 中堅技能者 レベル2:一人前の技能者  
 職長 レベル3:職長として現場に従事できる技能者  
 登録基幹技能者等 レベル4:高度なマネジメント能力を有する技能者

実務経験10年以上かつ職長経験3年以上

- 将来展望 ●若年者入職 ●技能者定着 ●適正な評価 ●処遇改善

### 登録基幹技能者

【建設技能労働者の目標像】

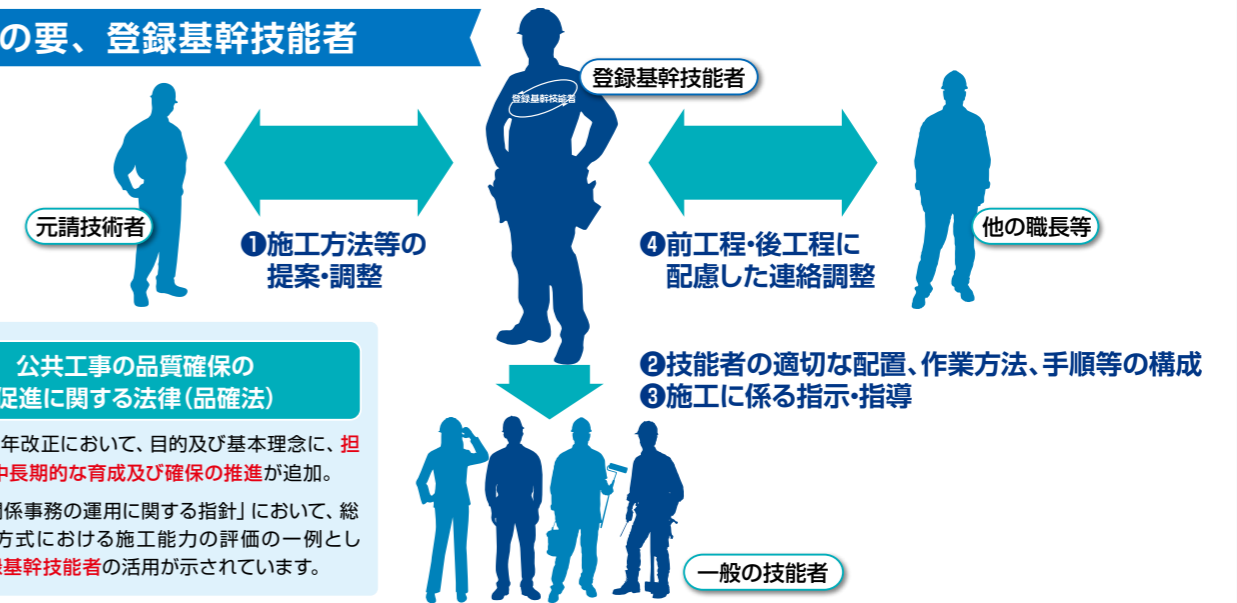
※ CCUSにおいては、職種ごとに設定されたレベルの条件を満たした者が所属する企業等の申請に基づきレベル判定が行われます

## 登録基幹技能者の役割

登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- 1 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- 2 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- 3 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- 4 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

### 現場の要、登録基幹技能者



### 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

- 平成26年改正において、目的及び基本理念に、担い手の中長期的な育成及び確保の推進が追加。
- 「発注関係事務の運用に関する指針」において、総合評価方式における施工能力の評価の一例として、登録基幹技能者の活用が示されています。

## 登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認められました。（建設業法施行規則第7条の3の改正）

※建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

### 公的資格を有する者の配置推進

|       | 国家資格                                      | 登録資格(公的資格)                  | 実務経験者          |
|-------|---|-----------------------------|----------------|
| 主任技術者 | 技術検定(2級:7種目)<br>《土木、建築、電気、管、造園、建設機械、電気通信》 | 建設業法での登録資格(4資格)<br>認定・登録の推進 | 最終学歴に応じた実務経験年数 |
|       | その他国家資格<br>(2級建築士等)                       |                             |                |

### 登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している。

〔現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待〕

# 登録基幹技能者有資格者数、講習実施団体、受講要件

(各受講資格の詳細は講習実施団体にお問い合わせください。有資格者は5年ごとに更新が義務付けられています。)

| 登録番号 | 登録基幹技能者講習の種類<br>(登録年月日)   | 登録基幹技能者講習実施機関   | 令和7年<br>3月末<br>有資格者数 | 基幹的な役割を担う<br>(実務経験を有する)<br>建設業の種類      | 受講要件   |
|------|---------------------------|---|----------------------|--|--|
| 1    | 登録電気工事基幹技能者(H20.5.13)     | (一社)日本電設工業協会 03-5413-2165   | 9,262                | 電気、電気通信                                | 申請する建設業の種類ごとに実務経験10年以上、職長経験3年以上、第一種電気工事士の資格取得者   |
| 2    | 登録橋梁基幹技能者(H20.7.17)       | (一社)日本橋梁建設協会 03-3507-5233   | 1,002                | とび・土工・コンクリート、<br>鋼構造物                  | 実務経験10年以上、内職長経験3年以上 ①～③の全ての資格取得者<br>①鋼橋架設等作業主任者技能講習 ②足場の組立等作業主任者技能講習 ③玉掛技能講習   |
| 3    | 登録造園基幹技能者(H20.7.17)       | (一社)日本造園建設業協会 03-5684-0011<br>(一社)日本造園組合連合会 03-3293-7577  | 2,809                | 造園                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者<br>①1級造園技能士 ②1級造園施工管理技士  |
| 4    | 登録コンクリート圧送基幹技能者(H20.7.18) | (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会 03-3254-0731  | 996                  | とび・土工・コンクリート                           | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者<br>①1級コンクリート圧送施工技能士 ②建設マスター  |
| 5    | 登録防水基幹技能者(H20.8.19)       | (一社)全国防水工事業協会 03-5809-1306  | 2,298                | 防水                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級防水施工技能士   |
| 6    | 登録トンネル基幹技能者(H20.9.1)      | (一社)日本トンネル専門工事業協会 03-5251-4150  | 656                  | 土木 <sup>(*)</sup> 、とび・土工・コン<br>クリート    | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者<br>①発破技士免許 ②火薬類取扱保安責任者(甲または乙) ③土木施工管理技士(1級、2級) ④建設マスター   |
| 7    | 登録建設塗装基幹技能者(H20.9.1)      | (一社)日本塗装工業会 03-3770-9901  | 3,648                | 塗装                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級建築塗装技能士 または1級鋼橋塗装技能士  |
| 8    | 登録左官基幹技能者(H20.9.1)        | (一社)日本左官業組合連合会 03-3269-0560   | 2,418                | 左官                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、職長・安全衛生責任者教育修了 ①～⑤のいずれかの資格取得者<br>①1級左官技能士 ②1級建築施工管理技士 ③2級建築施工管理技士(仕上げ) ④職業訓練指導員(左官職種)<br>⑤建設マスター  |
| 9    | 登録機械土工基幹技能者(H20.9.17)     | (一社)日本機械土工協会 03-3845-2727   | 12,340               | 土木 <sup>(*)</sup> 、とび・土工・コン<br>クリート    | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑤のいずれかの資格取得者<br>①優秀施工国土交通大臣顕彰者 ②建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士 ③職業訓練指導員(土木施工、建設機械運転及び整備) ④建設機械整備技能士 ⑤実施機関が定める技能講習  |
| 10   | 登録海上起重基幹技能者(H20.9.19)     | (一社)日本海上起重技術協会 03-5640-2941   | 1,589                | 土木 <sup>(*)</sup> 、しゅんせつ               | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者<br>①海上起重作業管理技士 ②建設マスター   |
| 11   | 登録PC基幹技能者(H20.9.30)       | (一社)プレストレスト・<br>コンクリート工事業協会 03-3260-2545  | 1,115                | 土木 <sup>(*)</sup> 、とび・土工・コン<br>クリート、鉄筋 | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者<br>①コンクリート橋架設等作業主任者講習 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)  |
| 12   | 登録鉄筋基幹技能者(H20.9.30)       | (公社)全国鉄筋工事業協会 03-5577-5959  | 4,965                | 鉄筋                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級鉄筋技能士   |
| 13   | 登録圧接基幹技能者(H20.9.30)       | 全国圧接業協同組合連合会 03-5821-3966   | 512                  | 鉄筋                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者<br>①手動ガス圧接技量資格3種又は4種、②高分子天然ガス圧接技量資格3種又は4種  |
| 14   | 登録型枠基幹技能者(H20.9.30)       | (一社)日本型枠工事業協会 03-6435-6208  | 6,274                | 大工                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者<br>①1級型枠施工技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)  |
| 15   | 登録配管基幹技能者(H20.10.16)      | (一社)日本空調衛生工事業協会 03-3553-6431<br>(一社)日本配管工事業団体連合会 03-6803-2563<br>全国管工事業協同組合連合会 03-5981-8957     | 4,258                | 管                                      | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級配管技能士   |
| 16   | 登録鳶・土工基幹技能者(H20.12.12)    | (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 03-6709-0201<br>(一社)日本鳶工業連合会 03-3434-8805                                    | 9,309                | とび・土工・コンクリート                           | 実務経験10年以上、職長経験8年以上 ①～③のいずれかの資格取得者<br>①1級とび技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)  |
| 17   | 登録切断穿孔基幹技能者(H20.12.12)    | ダイヤモンド工事業協同組合 03-3454-6990  | 573                  | とび・土工・コンクリート                           | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、厚生労働省認定コンクリート等切断穿孔技能審査合格者(「切断」又は「穿孔」のいずれか)  |
| 18   | 登録内装仕上工事基幹技能者(H20.12.26)  | (一社)全国建設室内工事業協会 03-3666-4482<br>日本建設インテリア事業協同組合連合会 03-3239-6551<br>日本室内装飾事業協同組合連合会 03-3431-2775 | 5,296                | 内装仕上                                   | 以下の(A)か(B)の要件を満たしていること。<br>(A) 技能検定職種「内装仕上げ施工」又は「表装」職種、壁装作業の1級技能士で、内装仕上工事の施工現場において10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有する者。<br>(B) 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(仕上げ)で内装仕上工事の施工現場において10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有する者。<br>※(A)の技能検定職種「内装仕上げ施工」とは、以下の①～⑦の1級技能士をいいます。<br>①鋼製下地工事作業 ②ボード仕上げ工事作業 ③プラスチック系床仕上げ工事作業 ④カーペット系床仕上げ工事作業<br>⑤カーテン工事作業 ⑥木質系床仕上げ工事作業 ⑦化粧フィルム工事作業 |

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。

(次ページへ)

| 登録番号 | 登録基幹技能者講習の種類<br>(登録年月日)                | 登録基幹技能者講習実施機関  | 令和7年<br>3月末<br>有資格者数   | 基幹的な役割を担う<br>(実務経験を有する)<br>建設業の種類 | 受講要件                                      |  |
|------|--|--|--|-----------------------------------|---|--|
| 19   | 登録 <b>サッシ・カーテンウォール</b> 基幹技能者(H21.2.13) | (一社)日本サッシ協会<br>(一社)建築開口部協会   | 03-6721-5934<br>03-6459-0730   | 1,223                             | 建具  | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者<br>①1級サッシ施工技能士 ②1級カーテンウォール技能士 ③建設マスター  |
| 20   | 登録 <b>エクステリア</b> 基幹技能者(H21.3.5)        | (公社)日本エクステリア建設業協会  | 03-3865-5671   | 224                               | とび・土工・コンクリート、<br>石、タイル・れんが・ブ<br>ロック       | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、職長・安全衛生責任者教育修了 ①～⑨のいずれかの資格取得者<br>①1級ブロック建築技能士 ②1級土木施工管理技士 ③1級建築施工管理技士 ④1級造園施工管理技士 ⑤1級造園技能士<br>⑥1級石材施工技能士 ⑦1級タイル張り作業技能士 ⑧1級エクステリアプランナー ⑨バルコニー施工技能士             |
| 21   | 登録 <b>建築板金</b> 基幹技能者(H21.3.5)          | (一社)日本建築板金協会   | 03-3453-7698   | 2,892                             | 屋根、板金                                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑤の全ての資格取得者<br>①1級建築板金技能士(内外装板金作業、ダクト板金作業のいずれか) ②職長・安全衛生責任者教育講習<br>③アーク溶接作業特別教育講習 ④玉掛技能講習 ⑤高所作業車運転技能講習   |
| 22   | 登録 <b>外壁仕上</b> 基幹技能者(H21.4.28)         | 日本外壁仕上業協同組合連合会   | 03-6912-2919   | 382                               | 左官、塗装、防水                                  | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者<br>①外壁仕上1級技能者 ②建設マスター  |
| 23   | 登録 <b>ダクト</b> 基幹技能者(H21.4.28)          | (一社)日本空調衛生工事業協会<br>(一社)全国ダクト工業団体連合会  | 03-5567-0071   | 1,923                             | 管   | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者<br>①1級建築板金技能士(ダクト板金) ②管工事施工管理技士(1級、2級)   |
| 24   | 登録 <b>保温保冷</b> 基幹技能者(H21.11.27)        | (一社)日本保温保冷工業協会   | 03-3865-0785   | 1,258                             | 熱絶縁                                       | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級熱絶縁施工技能士  |
| 25   | 登録 <b>グラウト</b> 基幹技能者(H21.11.27)        | (一社)日本グラウト協会   | 03-3816-2681   | 863                               | とび・土工・コンクリート                              | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者<br>①1級土木施工管理技士 ②2級土木施工管理技士(薬液注入) ③2級土木施工管理技士(土木) ④ジェットグラウト技士   |
| 26   | 登録 <b>冷凍空調</b> 基幹技能者(H22.3.25)         | (一社)日本冷凍空調設備工業連合会  | 03-3435-9411   | 1,426                             | 管   | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級冷凍空気調和機器施工技能士(冷凍空気調和機器施工作業)   |
| 27   | 登録 <b>運動施設</b> 基幹技能者(H22.3.25)         | (一社)日本運動施設建設業協会  | 03-6683-8865   | 225                               | 土木 <sup>(*)</sup> 、とび・土工・コン<br>クリート、舗装、造園 | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、運動施設施工技士  |
| 28   | 登録 <b>基礎工</b> 基幹技能者(H23.12.16)         | (一社)全国基礎工事業団体連合会<br>(一社)日本基礎建設協会   | 03-3612-6611<br>03-6661-0128   | 1,755                             | とび・土工・コンクリート                              | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者<br>①土木施工管理技士(1級、2級) ②建築施工管理技士(1級、2級) ③建築機械施工管理技士(1級、2級) ④基礎施工<br>士   |
| 29   | 登録 <b>タイル張り</b> 基幹技能者(H24.7.26)        | (一社)日本タイル煉瓦工事工業会   | 03-3260-9023   | 355                               | タイル・れんが・ブロック                              | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級タイル張り技能士  |
| 30   | 登録 <b>標識・路面標示</b> 基幹技能者(H24.10.29)     | (一社)全国道路標識・標示業協会   | 03-3262-0836   | 1,821                             | とび・土工・コンクリート、<br>塗装                       | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 【道路標識】①～③のいずれかの資格取得者 【路面標示】②または④のいずれかの<br>資格取得者<br>①1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士 ②建設マスター ③次に示す条件を全て満たしていること[イ玉掛け<br>技能講習 ロ小型移動式クレーン運転技能講習 ハ高所作業車運転技能講習] ④路面標示施工技能士 |
| 31   | 登録 <b>消火設備</b> 基幹技能者(H25.7.3)          | (一社)消防施設工事協会   | 03-3288-0352   | 550                               | 消防施設                                      | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のうちいずれか一つ以上の資格を有する者<br>①消防設備士(国家資格)のうち、以下のいずれか一つ以上の資格・甲種第1類・乙種第1類・甲種第2類・乙種第2類・<br>甲種第3類・乙種第3類 ②消防設備点検資格者(第1種) ③「優秀施工者国土交通大臣顕彰」(建設マスター)                     |
| 32   | 登録 <b>建築大工</b> 基幹技能者(H26.1.27)         | (一社)JBN・全国工務店協会<br>全国建設労働組合総連合<br>(一社)全国住宅産業地域活性化協議会<br>(一社)日本ツーバイフォー建築協会<br>(一社)日本木造住宅産業協会<br>(一社)日本ログハウス協会<br>(一社)プレハブ建築協会 | 03-5540-6678<br>03-3200-6221<br>03-3537-0287<br>03-5157-0831<br>03-5114-3010<br>03-3588-8808<br>03-5280-3121 | 1,034                             | 建築 <sup>(※)</sup> 、大工                     | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 職長・安全衛生責任者教育の修了を原則とし、①～⑤のいずれかの資格取得<br>者<br>①一級建築大工技能士 ②枠組壁建築技能士 ③1級・2級建築施工管理技士 ④1級・2級・木造建築士 ⑤プレハブ<br>建築マイスター  |
| 33   | 登録 <b>硝子工事</b> 基幹技能者(H27.1.22)         | 全国板硝子工事協同組合連合会<br>全国板硝子商工協同組合連合会   | 03-6413-6222<br>03-5649-8577   | 480                               | ガラス                                       | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級建築施工管理技士または2級建築施工管<br>理技士(仕上げ) ②優秀施工者国土交通大臣表彰者(建設マスター) ③1級ガラス施工技能士【職業能力開発促進法(昭和44<br>年法律第64号)に基づく】  |
| 34   | 登録 <b>ALC</b> 基幹技能者(R1.5.27)           | (一社)ALC協会  | 03-5256-0432   | 1,062                             | タイル・れんが・ブロック                              | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、エーエルシーパネル施工技能士  |
| 35   | 登録 <b>土工</b> 基幹技能者(R1.8.5)             | (一社)日本機械土工協会   | 03-3845-2727   | 2,350                             | 土木 <sup>(*)</sup> 、<br>とび・土工・コンクリート       | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑥のいずれかの資格取得者<br>①優秀施工者国土交通大臣顕彰者 ②青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰者 ③建設機械施工技士 ④職業訓練指導員<br>⑤発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 ⑥実施機関が定める技能講習  |
| 36   | 登録 <b>ウレタン断熱</b> 基幹技能者(R3.5.10)        | (一社)日本ウレタン断熱協会   | 03-3667-1075   | 139                               | 熱絶縁                                       | 実務経験10年以上、職長経験3年以上<br>1級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)  |

\* 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木事業・建築事業については、主任技術者

の要件として認められない。

| 登録番号 | 登録基幹技能者講習の種類<br>(登録年月日)           | 登録基幹技能者講習実施機関                   | 令和7年<br>3月末<br>有資格者数 | 基幹的な役割を担う<br>(実務経験を有する)<br>建設業の種類 | 受講要件  |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------|-----------------------------------|---|
| 37   | 登録 <b>発破・破碎</b> 基幹技能者(R3.5.10)    | (一社)日本発破・破碎協会 03-6630-8388      | 107                  | とび・土工・コンクリート                      | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)から1種類、及び(2)の①～④から2種類又は⑤の資格取得者<br>(1)①優秀施工国土交通大臣顕彰者及び旧建設大臣顕彰者 ②1・2級建設機械施工管理技士 ③1・2級土木施工管理技士 ④職業訓練指導員 ⑤発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者<br>(2)①地山の掘削作業主任者講習 ②土止め支保工作業主任者講習 ③車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ④車両系建設機械(解体用) ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習   |
| 38   | 登録 <b>建築測量</b> 基幹技能者(R3.10.6)     | (一社)全国建築測量協会 03-6416-0845       | 82                   | 大工                                | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得<br>①測量士 ②1級建築施工管理技士 ③1級建築測量技能者   |
| 39   | 登録 <b>解体</b> 基幹技能者(R4.2.14)       | (公社)全国解体工事業団体連合会 03-6262-0321   | 941                  | 解体                                | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)の①～④のいずれかの一つ要件を満たす者<br>(1)建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に基づく解体工事施工技士(解体工事業の技術者要件)の資格を有する者<br>(2)①登録解体工事講習修了者のうち、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(総合技術監理部門)又は技術士(建設部門)②特定建築物石綿含有建材調査者、③建築物石綿含有建材調査者、④次の技能講習から3資格以上、並びに特別教育・その他安全講習から2資格以上を取得している者<br><技能講習><br>◇以下の9資格のうち3つ以上(●印は必須)<br>●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者<br>・足場の組立等作業主任者 ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者<br>・木造建築物の組立て等作業主任者 ・石綿作業主任者 ・酸素欠乏危険作業主任者(第1種) ・ガス溶接技能講習<br>・車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)運転(機体重量3t以上) ・車両系建設機械(解体)運転(機体重量3t以上)<br><特別教育・その他安全講習><br>◇以下の12資格のうち2つ以上(●印は必須)<br>・立木伐採(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)<br>・高所作業車の運転(作業床の高さ10m未満) ・特定粉じん作業<br>・ダイオキシン類対策特別措置法に掲げる廃棄物の焼却施設を有する廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の解体およびこれに伴うばいじんおよび焼却灰を取扱う業務<br>・石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業<br>・足場の組立て、解体または変更作業(地上または壁固な床上における補助作業の業務を除く)<br>・電気取扱い業務(低圧電気取扱業務)<br>・墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業を除く)安全帯使用作業<br>●職長教育<br>・安全衛生責任者 ・振動工具取扱作業者 ・木造建築物解体工事作業指揮者 |
| 40   | 登録 <b>圧入工</b> 基幹技能者(R4.4.19)      | (一社)全国圧入協会 03-5781-9155         | 382                  | とび・土工・コンクリート                      | 実務経験10年以上、職長経験3年以上<br>職長・安全衛生責任者教育の修了者かつ①～⑤のいずれかの資格保有者<br>①1級又は2級施工管理技士(土木・建築) ②1級又は2級建設機械施工管理技士 ③圧入施工技士1級又は2級<br>④『玉掛け技能講習・ガス溶接技能講習・アーク溶接特別教育』の講習をいずれも修了し、かつ、『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械(整地)技能講習・車両系建設機械(基礎)技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習』のうち2つ以上の講習または教育を修了した者<br>⑤『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械(基礎)技能講習』をいずれも修了し、かつ、『移動式クレーン運転士・クレーン運転士』のうち1つ以上の免許を取得した者  |
| 41   | 登録 <b>送電線工事</b> 基幹技能者(R4.7.26)    | (一社)送電線建設技術研究会 03-3253-6200     | 177                  | とび・土工・コンクリート、<br>電気               | 実務経験10年以上、職長経験3年以上<br>(1)～(3)の条件のいずれか一つを満たす者<br>(1)電気工事又は土木又は建設機械施工管理技士(2級以上)資格を有する者<br>(2)安全優良職長厚生労働大臣顕彰を有する者<br>(3)次の①と②に掲げる条件の双方を満たす資格を有する者<br>①以下の4資格を全て有する者<br>・特別高圧電気取扱者特別教育 ・玉掛け技能講習<br>・小型移動式クレーン運転技能講習 ・送電線作業用フルハーネス型墜落制止用器具特別教育<br>②以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者<br>・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習<br>・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習  |
| 42   | 登録 <b>さく井</b> 基幹技能者(R4.7.26)      | (一社)全国さく井協会 03-3551-7524        | 124                  | さく井                               | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格保有者<br>①1級パーカッション式さく井工事作業技能士 ②1級ロータリー式さく井工事作業技能士  |
| 43   | 登録 <b>あと施工アンカー</b> 基幹技能者(R5.3.22) | (一社)日本建設あと施工アンカー協会 03-3851-6358 | 209                  | とび・土工・コンクリート                      | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)～(4)の全ての要件を満たす者<br>(1)本協会が認定するあと施工アンカー主任技士の資格を有すること。<br>(2)職長(再教育)・安全衛生責任者教育を修了していること。<br>(3)足場の組立て等の業務に係る特別教育または足場の組立て等作業主任者技能講習を修了していること。<br>(4)高所作業車の運転の業務に係る特別教育または高所作業車運転技能講習を修了していること。  |

| 登録番号 | 登録基幹技能者講習の種類<br>(登録年月日)         | 登録基幹技能者講習実施機関                       | 令和7年<br>3月末<br>有資格者数 | 基幹的な役割を担う<br>(実務経験を有する)<br>建設業の種類   | 受講要件   |
|------|---------------------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|--|
| 44   | 登録 <b>計装</b> 基幹技能者 (R5.11.1)    | (一社) 日本計装工業会<br>03-5846-9165        | 81                   | 電気<br>管<br>機械器具設置<br>電気通信           | 実務経験10年以上、職長経験3年以上 次の(1)から(3)の条件のいずれか一つを満たす者<br>(1)2級計装士<br>(2)2級施工管理技士(電気、管又は電気通信)<br>(3)次の①、②及び③に掲げる条件のすべてを満たす資格を有する者<br>①以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者<br>・第一種電気工事士(試験合格) ・1級配管技能士(建築又はプラント) ・1級情報配線施工技能士<br>②以下の4資格のうち、いずれか3資格以上を有する者<br>・高所作業車運転技能講習又は特別教育 ・足場の組立て等作業主任者又は作業従事者特別教育<br>・小型移動式クレーン運転技能講習又は特別教育 ・電気取扱業務(低圧)特別教育<br>③以下の5資格のうち、いずれか3資格以上を有する者<br>・玉掛け技能講習又は特別教育 ・研削といしの取替え業務の特別教育 ・酸素欠乏危険作業主任者(第1種又は第2種)又は特別教育<br>・ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育 ・特定粉じん作業特別教育   |
| 45   | 登録 <b>土質改良</b> 基幹技能者 (R6.8.8)   | (一社) 全国建設発生土リサイクル協会<br>03-3526-2129 | 0                    | 土木 <sup>(※)</sup> 、とび・土工・コン<br>クリート | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、(1)～(3)の条件を満たすこと<br>(1)職長・安全衛生責任者教育<br>(2)次のいずれかを保有すること。<br>①青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰<br>②地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習<br>③地山の掘削作業主任者技能講習および土止め支保工作業主任者技能講習<br>④特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者<br>⑤特定化学物質等作業主任者<br>⑥公害防止管理者一般粉じん<br>(3)次の①②③の区分ごとにいずれかを保有すること。<br>①車両系資格について、次のいずれかを保有すること<br>ア)車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能者<br>イ)型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転特別教育(機体重量3t未満)<br>②クレーン系資格について、次のいずれかを保有すること<br>ア)小型移動式クレーン運転技能者(つり上げ荷重1t以上5t未満)<br>イ)クレーン運転の特別教育(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ)<br>ウ)移動式クレーンの特別教育(つり上げ荷重1t未満)<br>③玉掛け資格について、次のいずれかを保有すること<br>ア)玉掛け技能講習(つり上げ荷重1t以上のクレーン等)<br>イ)玉掛けの業務の特別教育(つり上げ荷重1t未満のクレーン等) |
| 46   | 登録 <b>都市トンネル</b> 基幹技能者 (R6.8.8) | (公社) 日本推進技術協会<br>03-5639-9230       | 0                    | 土木 <sup>(※)</sup> 、とび・土工・コン<br>クリート | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、イからニのいずれかに該当する者又はホからリのうち3つ以上の資格取得者。<br>イ. 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)顕彰者(シールド工)<br>ロ. 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)顕彰者(推進工)<br>ハ. 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)顕彰者(シールド工)<br>ニ. 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)顕彰者(推進工)<br>ホ. すい道等の掘削作業主任者<br>ヘ. すい道等の覆工作業主任者<br>ト. 推進工事技士<br>チ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(第2種)<br>リ. 職長・安全衛生責任者教育   |
| 47   | 登録 <b>潜函</b> 基幹技能者 (R6.8.26)    | 日本圧気技術協会<br>03-3353-3634            | 27                   | とび・土工・コンクリート                        | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、(1)～(2)の条件のいずれかの一つを満たす者<br>(1)優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)を有する者<br>(2)次の①と②に掲げる条件のすべてを満たす資格を有する者<br>① 以下の4資格を全て有すること<br>・高圧室内作業主任者(免許)<br>・酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(技能講習)<br>・職長・安全衛生責任者教育<br>・玉掛作業技能講習<br>② 以下の2資格のうち、いずれか1資格を有すること<br>・発破技士(免許)<br>・足場の組立て等作業主任者(技能講習)  |

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となること出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業・建築工事業については、主任技術者の要件として認められない。

(次ページへ)

| 登録番号               | 登録基幹技能者講習の種類<br>(登録年月日)           | 登録基幹技能者講習実施機関                | 令和7年<br>3月末<br>有資格者数 | 基幹的な役割を担う<br>(実務経験を有する)<br>建設業の種類  | 受講要件  |
|--------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|--|---|
| 48                 | 登録 <b>道路等法面保護</b> 基幹技能者 (R7.4.14) | (一社) 全国特定法面保護協会 03-3437-2588 | 0                    | とび・土工・コンクリート   | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、(1)から(4)の全ての条件を満たす者<br>(1) 次の①～④のいずれかの資格保有者<br>① 青年優秀施工者 不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)(法面工)<br>② のり面施工管理技術者 ③ 1級または2級土木施工管理技士 ④ のり面ノズルマン技能者<br>(2) 職長教育または職長・安全衛生者責任者教育<br>(3) ロープ高所作業特別教育<br>(4) 次の①～⑦のいずれかの資格保有者<br>① グラウンドアンカー施工士<br>② 墜落防止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業を除く)に係る特別教育<br>③ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上のクレーン等)技能講習<br>④ 足場の組立て、解体または変更の作業(地上又は堅固な床面上における補助作業の業務を除く)に係る特別教育<br>⑤ 小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)の業務に係る特別教育<br>⑥ 小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重1t以上5t未満)技能講習 ⑦ 1級または2級土木施工管理技師補<br>(注) 1級土木施工管理技士の資格を保有していれば、1級土木施工管理技士補の資格を保有しているものとして取り扱う。また、2級土木施工管理技士の資格を保有していれば、2級土木施工管理技士補の資格を保有しているものとして取り扱う。 |
| 49                 | 登録 <b>斜面防災</b> 基幹技能者 (R7.6.20)    | (一社) 斜面防災対策技術協会 03-6272-6222 | 0                    | とび・土工・コンクリート、<br>さく井   | 実務経験10年以上、職長経験3年以上、イとロに掲げる保有資格を全て満たす者<br>イ 以下の4資格のうち、いずれか1資格を有すること<br>・ 地すべり防止工事士<br>・ 1級または2級土木施工管理技士<br>・ 斜面防災主任技能者<br>・ 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰受賞者<br>ロ 以下の5資格のうち、いずれか1資格を有すること<br>・ 地山の掘削および土止め支保工作業主任技能講習<br>・ 地山の掘削作業主任者(旧)技能講習及び土止め支保工作業主任者(旧)技能講習<br>・ 型枠支保工の組立て等作業主任技能者講習<br>・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能者講習<br>・ 足場の組立て等作業主任技能講習   |
| 50                 | 登録 <b>石材施工</b> 基幹技能者 (R7.6.30)    | 全国建築石材工業会 03-3866-0543       | 0                    | 石  | 実務経験10年以上、職長経験5年以上、(1)から(4)の全ての資格保有者<br>(1) 下記資格のうちいずれか一つ<br>① 一級石材加工作業技能士 ② 一級石張り作業技能士 ③ 一級石積作業技能士<br>(2) 職長・安全衛生責任者教育<br>(3) 玉掛け技能講習<br>(4) 自由研削といしの取替等特別教育   |
| <b>50職種64団体 合計</b> |                                   |                              | <b>91,412</b>        | ※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となることが出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木事業・建築工業業については、主任技術者の要件として認められない。 |   |

# 国・都道府県の公共工事における評価・活用状況

## 発注者における公共工事での評価・活用状況

登録基幹技能者の公共工事の総合評価における評価・活用について、国土交通省では、平成17年度に北海道開発局が最初に導入し、現在ではすべての地方整備局等が導入しています。

また、都道府県・政令指定都市では、平成19年度に長崎県が最初に導入し、令和6年度では30都道府県と5政令市が導入しています。さらに、西日本高速道路、都市再生機構、本州四国連絡高速道路が導入しており、総合評価における本制度の評価・活用は着実に進んでいます。

## 発注者の声



建設現場の品質確保、安全性向上などのためには、現場で直接従事する技能労働者、職長の役割が重要であるため、登録基幹技能者制度は、有効な資格の一つである。



登録基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者であるため、工事目的物の更なる品質向上等が期待できる。



登録基幹技能者を配置することで工事の品質の向上に大いに貢献することが、市民等に広く認知されるのであれば、総合評価方式で技能者を評価することは技能者のスキルアップにつながる。



技能労働者の位置づけを総合評価方式の評価対象とすることにより、登録基幹技能者を積極的に育成している企業が元請企業から活用される機会が増え、優良な専門工事業者の確保、優良な技能者の処遇改善につながり、ひいては若年者の入職促進、技能の伝承につながる。



公共工事の品質確保やインフラの維持管理のため、中長期的な担い手が求められる中、登録基幹技能者制度は技能労働者のレベルアップにつながる。また、登録基幹技能者となった技能労働者が若手の目標となり、担い手の育成にも寄与する。



県内の登録基幹技能者数が少ないが、技能者の増加促進及び改正正確法の主旨を踏まえ、より一層の技能者の活用促進と処遇改善を図ることが重要であることから、登録基幹技能者制度を活用している。

## 活用事例

| 工事名                  | 工種        | 評価内容  |
|----------------------|-----------|---|
| 〇〇住宅（建て替え）新築工事       | 建築一式工事    | 登録型枠基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者又は登録内装仕上工事基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において0.3点加点（最大3職種×0.3点=最大0.9点） |
| 〇〇道路改良工事             | 土木一式工事    | 登録機械土工基幹技能者又は登録高・土工基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において0.1点加点                              |
| 〇〇高校特別教室棟機械設備工事      | 管工事       | 登録配管基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において0.5点加点   |
| 〇〇トンネル修繕工事（照明設備更新）工事 | 電気工事      | 登録電気工事基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇外壁改修工事             | 建築一式工事    | 登録建設塗装基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇団地耐震補強・改修工事        | 建築一式工事    | 登録コンクリート圧送基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇都市計画街路工事           | 橋梁上部工事    | 登録橋梁基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇庁舎設備改修工事           | 暖冷房衛生設備工事 | 登録冷凍空調基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 橋梁新設（上部工）工事          | 土木一式工事    | 登録PC基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 底質土砂浚渫工事             | しゅんせつ工事   | 登録海上起重基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇高等学校実習棟新築工事        | 建築一式工事    | 登録建築板金基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において2点加点   |
| 〇〇公園拡張整備工事           | 造園工事      | 登録造園基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇支局機械設備工事           | 暖冷房衛生設備工事 | 登録配管基幹技能者又は登録ダクト基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点                                   |
| 〇〇庁舎改修建築工事           | 建築一式工事    | 登録防水基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点   |
| 〇〇道路舗装修繕工事           | アスファルト工事  | 登録標識・路面標示基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において2点加点  |

## 国土交通省、都道府県、政令指定都市の総合評価における活用実績等

| 発注機関   | 工事件数    |       |       |       |       |       | 評価方法等           |                    |                         |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|--------------------|-------------------------|
|        | R1年度    | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  | 評価項目            | 配点                 |                         |
| 国土交通省  | 北海道開発局  | 459   | 573   | 597   | 460   | 665   | 650             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.5~1点        |
|        | 東北地方整備局 | 1,084 | 1,074 | 891   | 839   | 903   | 非公表             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 関東地方整備局 | 318   | 315   | 187   | 162   | 154   | 134             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 北陸地方整備局 | 217   | 97    | 65    | 58    | 21    | 80              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 中部地方整備局 | 1,046 | 895   | 795   | 765   | 686   | 401             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 近畿地方整備局 | 417   | 625   | 395   | 389   | 435   | 421             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1~3点          |
|        | 中国地方整備局 | 539   | 222   | 464   | 391   | 425   | 716             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 四国地方整備局 | 420   | 455   | 355   | 318   | 324   | 非公表             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置5点            |
|        | 九州地方整備局 | 1,202 | 1,231 | 734   | 645   | 599   | 670             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1~2点          |
|        | 沖縄総合事務局 | 97    | 99    | 112   | 78    | 非公表   | 70              | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置0.5~1点        |
| 合計     | 5,799   | 5,586 | 4,595 | 4,105 | 4,212 | 3,142 |                 |                    |                         |
| 都道府県   | 北海道     | 218   | 201   | 194   | 201   | 161   | 125             | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置0.25~0.5点     |
|        | 青森県     | -     | -     | -     | -     | 0     | 1               | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 岩手県     | -     | 402   | 453   | 469   | 511   | 563             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.1点          |
|        | 秋田県     | 179   | 197   | 213   | 282   | 305   | 262             | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置0~1点          |
|        | 茨城県     | 631   | 649   | 666   | 481   | 523   | 497             | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 栃木県     | -     | 16    | 25    | 37    | 33    | 22              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.5点          |
|        | 埼玉県     | 96    | 72    | 81    | 48    | 50    | 87              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.5点          |
|        | 千葉県     | -     | -     | -     | -     | 0     | 492             | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 東京都     | -     | 682   | 674   | 616   | 658   | 520             | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置2点            |
|        | 神奈川県    | 4     | 9     | 4     | 7     | 9     | 6               | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 新潟県     | 34    | 23    | 11    | 29    | 37    | 42              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.5点          |
|        | 富山県     | 14    | 11    | 14    | 非公表   | 9     | 非公表             | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置5点            |
|        | 山梨県     | -     | -     | -     | -     | -     | 0               | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 長野県     | 37    | 18    | 39    | 47    | 40    | 85              | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置0.5~0.75点     |
|        | 静岡県     | 39    | 45    | 68    | 69    | 88    | 64              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.5点(営繕工事は1点) |
|        | 三重県     | 1     | 0     | 2     | 8     | 5     | 14              | 企業の技術力/施工力         | 登録基幹技能者の配置0~15点(換算前)    |
|        | 滋賀県     | 34    | 28    | 13    | 33    | 31    | 69              | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 京都府     | 9     | 3     | 4     | 15    | 12    | 10              | 技能士又は基幹技能者の活用      | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 大阪府     | 22    | 38    | 33    | 11    | 非公表   | 22              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.3~1点        |
|        | 和歌山県    | -     | -     | -     | -     | -     | 0               | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置0~1点          |
| 鳥取県    | 783     | 739   | 756   | 893   | 423   | 905   | 技術者の配置/能力       | 登録基幹技能者の配置0.5~1点   |                         |
| 島根県    | 20      | 11    | 12    | 13    | 23    | 34    | 企業の社会性/担い手育成・確保 | 登録基幹技能者の配置1~2点     |                         |
| 広島県    | 4       | 14    | 102   | 非公表   | 166   | 183   | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置0~1点     |                         |
| 徳島県    | 21      | 23    | 8     | 9     | 16    | 73    | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置2点       |                         |
| 高知県    | 0       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置0~5点     |                         |
| 長崎県    | 267     | 277   | 246   | 220   | 228   | 266   | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置0.1~1.3点 |                         |
| 熊本県    | 56      | 29    | 16    | 44    | 34    | 36    | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置0.5~1点   |                         |
| 大分県    | 45      | 344   | 349   | 314   | 334   | 433   | 技術者の配置/能力       | 登録基幹技能者の配置0.3~1点   |                         |
| 鹿児島県   | -       | -     | -     | 0     | 136   | 153   | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置0.2~0.5点 |                         |
| 沖縄県    | 119     | 144   | 140   | 131   | 102   | 129   | 企業の技術/施工力       | 登録基幹技能者の配置1点       |                         |
| 合計     | 2,633   | 3,817 | 3,942 | 3,977 | 3,934 | 5,093 |                 |                    |                         |
| 政令指定都市 | 札幌市     | 22    | 25    | 27    | 27    | 34    | 31              | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置0.5~37.5点     |
|        | 仙台市     | 140   | 176   | 180   | 198   | 209   | 181             | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置0.5点          |
|        | 相模原市    | 31    | 35    | 35    | 38    | 42    | 41              | 企業の社会性/担い手育成・確保    | 登録基幹技能者の配置0.5点          |
|        | 静岡市     | 106   | 127   | 91    | 121   | 非公表   | 非公表             | 技術者の配置/能力          | 登録基幹技能者の配置1点            |
|        | 広島市     | -     | 11    | 17    | 13    | 14    | 22              | 企業の技術/施工力          | 登録基幹技能者の配置0.5点          |
|        | 合計      | 299   | 374   | 350   | 397   | 299   | 275             |                    |                         |

※「-」の箇所は評価・活用の対象としていない年度



# 元請企業における評価・活用状況

(一社)日本建設業連合会では、平成26年4月に発表した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」こととして、これを受け各企業では「優良技能者認定制度」を導入して、認定にあたって「登録基幹技能者」ることにより、年収が数十万円増加することが見込まれます。

の一つとして、「建設技能労働者の賃金改善」を掲げており、その中で「優良技能者認定制度」の普及を推進することとしている元請企業が増えてきています。登録基幹技能者として、優良技能者認定制度の認定を受け

| 会社名   | 制度の名称  | 主な認定基準   | 支給額  | 展開範囲   | 開始時期等                |  |
|-------|--|--|--|--|----------------------|--|
| 浅沼組   | 浅沼マイスター認定制度  | ①職長経験5年以上、当社作業所経験3年以上で当社「安全衛生協力会」の推薦がある職長<br>②職務に必要な資格を有すること<br>(資格要件)登録基幹技能者、建設マスター受影者、一級技能士又は同等以上の技能を有する者で職長・安全衛生責任者 教育の修了者<br>③年齢制限：65歳未満<br>④CCUS技能者登録と所属事業者のCCUS事業者登録済の者<br>(ただし、2023年度新規登録者及び変更、更新者対象、カードレベルは問わない)   | ・登録基幹技能者、建設マスター受影者：<br>日額2,000円<br>・一級技能士、技能五輪入賞者、技能グランプリ受賞者、又は同等以上の資格者：<br>日額1,000円 | 全社展開   | 2017年4月～             |  |
| 安藤・間  | 上級職長制度   | 主要な協力会社の優秀な職長で、職長経験が5年以上の登録基幹技能者と同等の技能を持つ者   | 日額2,000円   | 全社展開   | 2015年5月～             |  |
| 大林組   | 大林組認定基幹職長(通称：スーパー職長)   | スーパー職長<br>・マイスタークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として16年以上従事している者<br>・レギュラークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として7年以上(東京・大阪・名古屋以外の<br>・ジュニアクラス：職長、かつ職種ごとに定める資格の保有者のうち、優秀で自社現場に職長として3年以上(東京・大阪<br>事している40才未満の者<br>・建設キャリアアップシステムに登録していること<br>・社会保険に加入していること  | スーパー職長<br>・マイスタークラス：日額5,000円<br>・レギュラークラス：日額3,000円<br>・ジュニアクラス：日額2,500円              | 全社展開   | 2011年4月～             |  |
| 共立建設  | 共立マイスター(優良技能者手当)制度   | 職長教育修了者で、かつ登録基幹技能者、1・2級技能士、1・2級施工管理技士のいずれかの資格を保有し、当社に就業社に所属する職長。所属会社の推薦及び就業実績の作業所長と上長(工事部長)のA評価が必須   | 実績があり、安全・品質管理体制評価が高い協力会  | 月5日以上で定額1万円、月10日以上で定額1.5万円、月15日以上で定額2万円  | 首都圏で展開               | 2016年4月～   |
| 熊谷組   | 熊谷マイスター制度  | 登録基幹技能者又は建設マスターかつ自社職長選定基準の1級職長で協会正会員又はその恒常的再下請業者の職長であ  | って建設キャリアアップカード交付済  | ・トップマイスター：日額3,000円<br>※マイスターとして前年度に自社作業所に15日以上従事した月が4ヶ月以上あった場合<br>・マイスター：日額2,000円  | 全社展開                 | 2013年4月～   |
| 鴻池組   | (1)職長マスター認定制度<br>(2)CCUSゴールドカード保有者への優遇措置                                   | (1)【職長マスター】<br>協会会員会社に所属する職長で、以下の要件のうち3つ以上を満たすもの<br>①コスト低減に向けた活動を積極的に実践できる ②工程管理に優れるとともに、強力なリーダーシップで多職種も含め<br>③施主要望に沿った品質管理に当社と一体となって取り組める ④安全や環境面で災害等を発生させぬよう、適切な対応<br>⑤一、二級技能士または一、二級施工管理技士の資格取得者<br>【上級職長マスター】<br>職長マスターのうち、登録基幹技能者、一級技能士または一級施工管理技士の資格を有するもの<br>(2)協会会員会社に所属する技能者で、CCUSの能力評価においてゴールドカードを保有するもの<br>※上記「職長マスター」との併給は不可 | た現場運営をけん引していく能力があるを講じることができる   | (1)職長マスター：日額2,000円<br>上級職長マスター：日額3,000円<br>※職長マスター(上級職長マスター)認定者が当社の工事に配属され、職長として業務を行った場合<br>(2)日額1,000円<br>※ゴールドカード保有者が、当社の工事に配属され、同工事現場にてCCUSにおける入場手続きを実施した場合 | 全社展開                 | (1)2012年4月～<br>(2)2024年1月～   |
| 五洋建設  | 五洋建設優良職長制度   | 登録基幹技能者等の保有資格、各種表彰実績、事故・トラブルの有無などにより優秀な者   | ・日額2,000円<br>・加えて年間就労日数が100日を超えたものには、日額1,000円の上乗せ金額を期末に一括して支給<br>・CCUS登録者が対象         | 全社展開   | 2013年10月～            |  |
| 清水建設  | 優良技能者手当支給制度  | 原則、CCUS(レベル4)登録技能者、かつ職長会活動等、作業所運営全般への寄与・貢献が大きい等の理由で、創立記念支店毎の独自の支給基準により選ばれた職長について、「優良技能者」と認定する  | 日に優秀職長として社長表彰された職長、および各  | ・日額2,500円<br>・登録基幹技能者、建設マスター登録者、現代の名工表彰者、技能五輪入賞者、技能グランプリ受賞者のいずれかに該当する場合：日額3,000円<br>・支店毎の支給額については各支店の支給基準に基づく  | 全国展開                 | 2016年10月～<br>(支給制度改定)  |
| 大成建設  | 大成優良技能者認定制度<br>〔建築〕一級職長制度<br>特級職長制度<br>優秀クレーンオペレーター認定制度<br>〔土木〕土木優良技能者報奨制度 | 〔建築〕<br>一級職長：職長経験3年以上、所属企業勤務3年以上、自社現場の勤務が年平均50%以上、特定の業務能力等により優秀な<br>特級職長：一級職長経験2年以上、登録基幹技能者、当社能力評価基準を満たす者。原則、CCUS(レベル4)登録技能者<br>優秀クレーンオペレーター認定制度：作業所で選出、支店で認定<br>〔土木〕<br>所属企業勤務5年以上、登録基幹技能者もしくは建設工事に係る資格の修了者、職長教育受講済者で、一定の評価と専属率   | 者。原則、CCUS(レベル3)登録技能者   | 〔建築〕<br>一級職長：日額 2,000円<br>特級職長：日額 4,000円<br>優秀クレーンオペレーター認定制度：日額 1,000円<br>〔土木〕<br>日額 2,000円  | 〔建築〕全社展開<br>〔土木〕全社展開 | 〔建築〕<br>一級職長 1995年4月創設<br>2014年6月～全国展開<br>特級職長 2015年11月～<br>優秀クレーンオペレーター認定制度<br>2018年9月～<br>〔土木〕2013年1月～ |
| 大鉄工業  | 優良技能者認定制度  | 当社作業所で前1年間に延べ30日以上勤務経験を持った65歳未満の者で、登録基幹技能者、1・2級技能士、1・2級  | 施工管理技士、職長表彰受賞者等の内、いずれかに  | 日額2,000円   | 全社展開                 | 2016年4月～   |
| 大日本土木 | 優良技能者認定制度  | (対象者)優良技能者の対象者は、原則として次の各号をすべて満たす者とする<br>(1)前1年間に延べ30日以上、当社の作業所での勤務経験を持つ者 (2)65歳未満の者 (3)建設キャリアアップシス<br>(資格要件)優良技能者は次のいずれかに該当する者とする<br>(1)登録基幹技能者 (2)1、2級技能士 (3)1、2級土木・建築・造園・管工事・電気工事施工管理技士<br>(4)過去5年以内に安全大会において職長表彰を受けたことがある者<br>(5)災害事故防止、品質の確保・向上に積極的に協力し、かつ、作業指揮等の能力がきわめて優秀である者   | テムの技能者登録者または申請中の者  | 日額2,000円   | 全社展開                 | 2016年4月～   |

※(一社)日本建設業連合会「日建連会員企業における優良技能者認定制度(手当等あり)導入状況」(令和7年3月1日現在)を参考に作成し、登録基幹技

能者に関する箇所を抜粋し、掲載。

# 元請企業における評価・活用状況

| 会社名      | 制度の名称                           | 主な認定基準  | 支給額  | 展開範囲   | 開始時期等                                     |
|----------|---------------------------------|---|--|--------|---|
| 竹中工務店    | 竹中マスター制度<br>①竹中優良職長<br>②竹中優良技術者 | ① 竹中優良職長<br>グランマイスター：シニアマイスターとして65歳を迎えた者のうち協力会社・所長推薦を受けた者<br>シニアマイスター：マイスターとして3年間、顕著な貢献をした者<br>マイスター：職長で、登録基幹技能者、1級技能士、竹中職長登録、直近1年の稼働120日以上(一部地域を除く)、評価推薦により優秀な者<br>ジュニアマイスター：職長で、1級技能士(同等の資格を有する)、竹中職長登録、直近1年の稼働120日以上、評価点推薦により優秀な者<br>② 竹中優良技術者<br>シニアマイスターCE：マイスターCEとして3年間、顕著な貢献をした者<br>マイスターCE：主任技術者となり得る国家資格(同等の能力)を有し、CCUS登録者、協力会社・所長推薦により優秀な   | ① 竹中優良職長<br>シニアマイスター：最高日額4,000円<br>マイスター：最高日額2,500円<br>ジュニアマイスター：日額1,000円<br>② 竹中優良技術者<br>シニアマイスターCE：最高額80,000円(商品券)<br>マイスターCE：最高額50,000円(商品券)<br>※作業所における4週8閉所推進の現状をふまえ、支給日数の上限を変更                   | 全社展開   | 2012年1月～                                  |
| 竹中土木     | 竹中土木マスター制度<br>①マスター<br>②シニアマスター | ①マスター【必須要件】<br>・建設キャリアアップシステム登録者 ・作業所長の推薦<br>【資格要件(いずれか)】<br>・登録基幹技能者 ・10年以上の実務経験および3年以上の職長経験 ・建設キャリアアップシステムにおける技能レベル3以上<br>②シニアマスター ・マスターとして3年間、竹中土木作業所において顕著な貢献をした者   | ①マスター<br>・日額 2,000円 ・マスターヘルメットステッカー配布<br>②シニアマスター<br>・日額 3,000円 ・シニアマスターヘルメットステッカー配布   | 全社展開   | 2024年1月～                                  |
| 東亜建設工業   | 優良職長制度                          | 協会正会員の職長として安全管理、施工管理がきわめて優秀な職長を認定<br>①登録基幹技能者又は相当資格を有し、「職長の能力向上教育」を過去5年以内に受講していること<br>②現場経験10年以上、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録している者<br>③表彰実績を有し、過去5年以内に休業4日以上(事故・災害を起こしていないこと)   | 日額2,000円<br>※所属会社の社会保険料事業主負担分を加算して支給   | 全社展開   | 2016年4月～<br>2023年4月～CCUS登録等を認定要件に追加       |
| 戸田建設     | 優良技能者制度                         | 職長会会員、および建設キャリアアップシステム(CCUS)に技能者登録済で、且つ登録基幹技能者または同等の技能を有するもの<br>・職長会会員のうち登録基幹技能者＝優良技能者(TODA Meister)<br>・職長会会員のうち登録基幹技能者の対象外職種で優秀と認定されたもの＝準優良技能者B<br>・職長会会員のうち登録基幹技能者の資格取得が可能な職種で未取得ではあるが、支店職長会並びに支店作業所における職長活動が顕著と認められるもの＝準優良技能者C  | ・優良技能者(TODA Meister)：日額3,000円<br>・準優良技能者B：日額2,000円<br>・準優良技能者C：日額1,000円  | 全社展開   | 2010年6月～<br>2021年4月～CCUS登録を認定要件に追加        |
| 飛鳥建設     | とびしまマスター制度                      | 職長教育修了者で、作業指揮等の能力が高く総合的に優秀な者を認定<br>①「登録基幹技能者」、1級・2級技能士、1級・2級土木・建築・造園施工管理技士、1級・2級建設機械施工技士のいずれかの資格を有していること<br>②CCUS(建設キャリアアップシステム)カードを取得していること  | 日額1,000円   | 全国展開   | 2015年1月～<br>2023年4月～CCUS登録を認定要件に追加        |
| ナカノフード建設 | 優良職長制度                          | 優良職長は、以下に該当する者の中から拠点長が認定する<br>①国土交通大臣の登録を受けた登録基幹技能者 ②「職長・安全衛生責任者教育」講習修了者<br>③厚生労働省通達に基づく「能力向上教育講習」(注1)終了者または、当社が実施する「優良職長教育」講習の修了者(注1)ラム<5年毎><br>④過去5年間に当社における安全表彰等の受賞者で、作業所運営に多大に貢献した者<br>⑤拠点長が当該制度の基準に相当すると判断した者<br>⑥建設キャリアアップカードを取得している者でタッチを行っている者  | 安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム<br>日額2,000円  | 全社展開   | 2013/4/1～                                 |
| 西松建設     | 優良技能者制度<br>(能力評価制度と連動した認定制度)    | 当社協会組織の会員企業に所属する技能者および職長のうち、以下の基準を満たす者を認定する。なお、会員企業と継続的に取引のある会社も認める<br>①西松グランドマイスター認定：西松マイスターに認定され、所定の基準を満たす者 ②西松マイスター認定：ゴールドカードを所持し、所定の基準を満たす者<br>③ゴールドマイスター認定：CCUS金カードを所持し、所定の基準を満たす者 ④シルバーマイスター認定：CCUS銀カードを所持し、所定の基準を満たす者<br>⑤ブルーマイスター認定：CCUS青カードを所持し、所定の基準を満たす者 ⑥上級クレーンオペレーター認定：CCUS<br>⑦にしまつ基幹技能者認定：登録基幹技能者制度のない職種で、所定の基準を満たす者 ⑧優良技能者表彰：所定の基準を満たす者<br>⑨建設キャリアアップシステムに技能者登録し、就業履歴を元に手当を支給する | ①西松グランドマイスター認定：日額5,000円<br>②西松マイスター認定：日額3,000円<br>③ゴールドマイスター認定：日額2,000円<br>④シルバーマイスター認定：日額1,000円<br>⑤ブルーマイスター認定：日額500円<br>⑥上級クレーンオペレーター認定：日額1,000円<br>ただし、年間上限日数を240日とする。登録基幹技能者資格取得支援制度として、1回5万円を支給する | 全社展開   | 2011年7月から<br>③④は2020年9月から<br>①⑥は2025年1月から |
| 橋本店      | 橋本マスター制度                        | (1)登録基幹技能者の資格を有し、特に優秀であると認められた者<br>(2)職長経験3年以上、かつ当社現場での職長経験1年以上の者<br>(3)各種表彰実績があり現場でのトラブル・事故の有無などにより優秀な者  | 日額2,000円   | 全社展開   | 2017年6月～                                  |
| 三井住友建設   | コンストラクション・マスター制度                | 統率能力に秀でた者、現職種経験10年以上、自社現場経験3年以上、職長経験1年以上、登録基幹技能者他の資格保有者、自社安全表彰受賞経歴等のある優秀な者、またこれらと同等の能力を有していると思われる者  | 日額2,000円<br>※2016年度より運用  | 全社展開   | 2012年3月～                                  |
| 矢作建設工業   | YAHAGIマスター制度                    | ①当社の協力で組織する作友会の職長もしくはその二次協会の職長であること ②当社の優秀職長表彰で受賞歴歴があること<br>③登録基幹技能者の有資格者もしくは同等の技術力・経験を有すること  | 日額1,000円   | 建築のみ展開 | 2015年4月～                                  |
| ヤマウラ     | ヤマウラ優良職長制度                      | 優良職長：各支店から推薦され技術本部にて審査の後、優良職長登録講習を終了した職長<br>・当社現場従事時間 640時間/年<br>・職長教育、安全衛生責任者を取得済み<br>・関係業務の作業主任者を取得済み<br>中級優良職長：各支店から推薦され技術本部にて承認した優良職長<br>・当社現場従事時間 800時間/年<br>・該当する登録基幹技能者を取得済み<br>上級優良職長：各支店から推薦され技術本部にて承認した中級優良職長<br>・当社現場従事時間 960時間/年・該当する一級技能士を取得済み   | 優良職長：120円/時間<br>中級優良職長：240円/時間<br>上級優良職長：360円/時間   | 全社展開   | 2016年11月～                                 |

※(一社)日本建設業連合会「日建連会員企業における優良技能者認定制度(手当等あり)導入状況」(令和7年3月1日現在)を参考に作成し、登録基幹技能者に関する箇所を抜粋し、掲載。